

## 中医協「第130回総会」 終末期相談支援料の凍結を即日答申

中医協・総会は6月25日、「後期高齢者終末期相談支援料」(以下、相談支援料)を7月1日から一時的に凍結するよう舛添厚生労働大臣から諮問を受けた。後期高齢者の診療報酬については、5月21日の総会で、検証部会が秋以降に実施する調査結果で問題点を明らかにし、改善の必要性があれば修正する方針を決めていたが、後期高齢者医療制度廃止法案が6月6日に参院で可決されたことや国民の批判が強いことなどから、諮問通り即日答申した。



遠藤久夫会長(中央左から5人目)と舛添厚生労働大臣(中央左から6人目)

相談支援料は2008年度改定で新設された点数で、終末期の診療方針等について医師や看護師、薬剤師等と患者・家族が十分に話し合い、文書等にまとめて提供した場合に、退院時(入院患者のみ)または死亡時に1回に限り200点を算定するもの。だが、改定前からマスコミや国会等では「医療費の抑制を目的とするものではないか」「本人が望まない告知をされるのではないか」などの誤解や批判が強く、6月12日に政府・与党が相談支援料の凍結を含めた見直しを求めている。



今回の諮問に「異例のこと」と理解を求める舛添厚生労働大臣(前列中央)

同日の総会に出席した舛添厚生労働大臣は、「終末期医療の重要性は母親を看取った経験から人一倍理解している」と述べ、一時凍結の措置に対する理解を求めた。対馬忠明委員(健康保険組合連合会専務理事)から「エビデンスに基づき決定していく中医協の基本的考え方に反する。反対意見が出たら“凍結”という悪しき前例になる」と議論を経ずに凍結の方針が決まったことに対する不満が挙がるなど、委員からは“結果ありき”の答申に

対する反発もあったものの、舛添厚生労働大臣が「政治的状況もあり、異例のこと」と強調し、最終的に矛を収めた。また、西澤寛俊委員（全日本病院協会会長）や大島伸一委員（国立長寿医療センター総長）からは、「終末期医療に対して国民的議論を起こす機会になる」などの意見も挙がった。

< 答申書の概要 >

1. 相談支援料の趣旨・内容が国民に十分周知されず、国民に誤解と不安を与え、その結果として、算定凍結の措置を講ずるに至ったことはやむを得ないこととはいえ、誠に遺憾である。
2. 必要な調査・検証が行われないままに、凍結との諮問が行われたことは、極めて異例と言わざるを得ない。  
しかし、誤解と不安がある現状において、このまま算定を継続することは、当初の意図が実現できない可能性があると判断した。今回の措置は、このような特別な事情により実施するもので、エビデンスと検証により対応するという基本的な考え方を変更するものではない。なお、中医協としては、終末期における情報提供と相談支援に関する実態について情報収集や検証を早期に行い、算定再開を含めた総合的な議論をしたいと考えている。
3. 今回の措置は、国民の理解を得るための努力不足がその大きな原因となっている。厚生労働省は、診療報酬改定に当たっては、再びこのようなことが起こることのないよう、その趣旨や内容を国民に対して十分に説明するほか、誤解を生じさせるような指摘等に対してはしっかりとした対応をとることを強く望む。また、これを契機として、終末期医療について開かれた国民的議論が行われるよう望む。

答申書は厚労省ホームページに掲載

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/06/dl/s0625-5k.pdf>

相談支援料は7月1日から運用をストップするが、6月末日までに患者や家族等に文書等を提供している場合は、経過措置として算定を認める。“解凍”時期については今後の議論次第だが、医療課は、対象年齢の拡大も含めて議論し、早ければ09年度から運用を再開したい考えで、算定対象を全年齢に広げた場合、「200点より低い点数に見直す」(医療課)としている。



本日の中医協は、ほぼすべてのキー局のカメラが入った